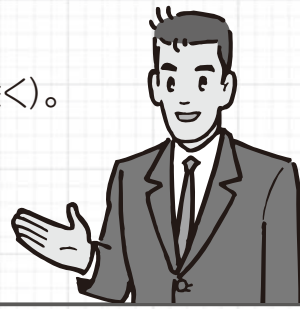


御坊税務署の確定申告会場について

- 御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、**令和3年2月16日(火)～4月15日(木)**です(閉庁日を除く)。
- 相談受付時間は、**9:00～16:00**です。
(入場整理券の配付状況により早めに受付を終了します。)



■お問合せ 御坊税務署 ☎22-0695

※上記代表番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。
【御坊地区税務協議会(御坊税務署・紀中県税事務所・御坊市役所・日高郡内各町役場)・公益社団法人御坊納税協会】

軽自動車税(種別割)の課税基準日は4月1日です

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日に軽自動車等をお持ちの方に掛かる税金です。名義変更や廃車などのお手続きは、4月1日以前に行ってください。手続きをされないと、いつまでも軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

原付バイク等をスクラップや廃品回収に出す時は、ナンバープレートを取り外し、廃車届の手続きを確実に行ってください。また、古くなって使用しない農耕用トラクターやバイクも、同様に廃車届を出してください。

現在をお持ちの乗用装置のある農耕用トラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらずナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみやかに申請し交付を受けてください。



■お問合せ 税務課 ☎22-8841

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(6時間)

講習日時	令和3年4月13日(火)	申込方法	申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送
講習場所	和歌山県建設会館3F会議室	申込期間	令和3年3月15日(月)から、定員になり次第締切り
講習時間	10:00～		
受講料	8,670円(テキスト代を含む)		

職長・安全衛生責任者能力向上教育

講習日時	令和3年4月20日(火)	申込方法	申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送
講習場所	和歌山県建設会館3F会議室	申込期間	令和3年3月22日(月)から、定員になり次第締切り
講習時間	9:00～17:10		
受講料	7,570円(テキスト代を含む)		

詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX073-426-3987

御坊税務署からのお知らせ

申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限を 令和3年4月15日(木)まで延長します。

※役場での申告相談期限は3月15日(日)までとなります。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税および個人事業者の消費税(および地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長することとなりました。

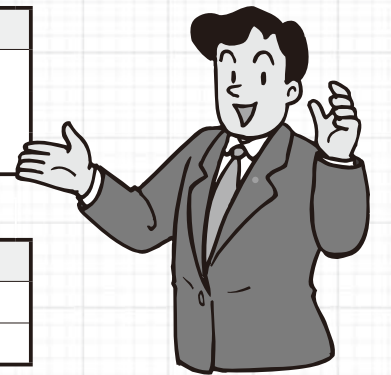
これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することとなりました。

○申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)



確定申告会場にお越しになる方へ～感染リスク軽減のための対応～

【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要となります。
入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

【確定申告会場における感染防止対策について～確定申告会場にお越しになる方へのごお願い～】

☞ 入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。
37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。

発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いいたします。

☞ マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。

☞ 少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。
介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

※会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。

